

基本構想（平成19年3月6日議決）

1 まちづくりの基本理念

設楽町のまちづくりを進めるにあたって、次の5つを基本理念とします。

＝基本理念1＝

環境と暮らしを重視した人に優しいまちづくり

豊かな自然を活かした、環境と共生するまちづくり、人とその暮らしを重視するまちづくりを進めます。

＝基本理念2＝

活発な産業活動と交流により情報を発信するまちづくり

地域特性や資源を活かした産業の振興を図り、情報を発信するまちづくりを進めます。

＝基本理念3＝

子どもから高齢者まで元気な健康・福祉のまちづくり

子どもからお年寄りまで、各世代における保健・福祉活動に力を注ぐとともに、住んで良かった、ここに住みたいと感じるまちづくり、住民一人ひとりを大切にするまちづくりを進めます。

＝基本理念4＝

自己実現を図る生涯学習・文化のまちづくり

生涯学習・文化活動を充実し、特色ある地域文化を守り育て、個性あるまちづくりを進めます。

＝基本理念5＝

住民参画と協働をもとに自立するまちづくり

あらゆる場面における住民の参画により、住民と行政とが一致協力して行政施策を推進するまちづくりのもと、自立する自治体を目指します。

2 設楽町の将来像

設楽町の明日に活かす特性、設楽町のまちづくりの基本理念を踏まえて設楽町の将来像を次のとおり設定します。

＝ 設楽町の将来像 ＝

森と水のちからと人の営みが調和する
くらしと出会いのまち

「森と水のちから」は、設楽町の豊かな自然を表します。

「人の営み」は生産活動や生活基盤確立のための諸活動を表します。

それらが地域の中で調和していく様子を示しています。

「くらしと出会いのまち」には、一人ひとりのくらしが大切にされ、健康で幸せに生きることができ、出会いが活力の創造につながり、生き生きとしたまちづくりを進めるという意味を込めています。

3 まちづくりの基本目標

設楽町としてまちづくりを進めるにあたって、活用すべき地域特性・地域資源は、次のとおりです。これらをより磨いて、新しいまちづくりに活用していくことが必要になります。

特性 1

すぐれた景観を保有し、自然の生態系に包まれた緑と水の環境共生のまち

設楽町は、美しい山や河川をはじめ、情緒ある農村景観を有しており、さらに、そのすべてが自然の生態系に包まれているという環境特性を持っています。四季に異なった表情を見せてくれる豊かな自然は、住民生活や訪れる人々に潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産であることから、より一層の保全を図り、景観の維持に努める等、さまざまな分野で自然と人間が共生するまちづくりを進めていく必要があります。

特性 2

都市に近く、高レベルの集客力と知名度を持つ観光・交流資源に恵まれたまち

設楽町は、段戸裏谷高原原生林「きららの森」をはじめ、「歴史の里田峯城」、「田峯観音」、2つの道の駅「アグリステーションなぐら」と「つぐ高原グリーンパーク」など、高いレベルの集客力と知名度を持つ観光・交流資源を持っています。

これら多彩で魅力ある観光・交流資源を活用することが、活力と賑わいのあるまちづくりを進める大きな足がかりとなります。

特性 3

水源地域として、下流域市町との多彩な交流を進めるまち

設楽町は、面積の約 90%を森林が占め、東三河地域の重要な水源地域であり、下流域地域との交流活動も盛んに行われています。

上下流域が一体となって、公益的役割の相互理解を深めるとともに、森林保全や環境保全等の活動を通じて、地域振興につなげていくことが重要です。

特性 4

特色ある文化・文化財を持ち、生涯学習の盛んな人づくりのまち

設楽町は、国の重要無形民俗文化財の田峯田楽や花祭り等多くの文化財を有する伝統芸能の宝庫であり、歴史風土や伝統文化は今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。また、生涯学習・スポーツ施設も整備されていて、各種の生涯学習プログラムが実践されていますが一層の充実が必要です。

特性 5

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるまち

設楽町には、行政区、住民団体やコミュニティ団体等の組織があり、その組織により行政への参画や協働によるまちづくりが進められています。

住民と行政が身近にある地域性を守り育て、今まで以上にさまざまな分野でのまちづくりに活かしていくことが必要です。

4 基本指標

I 人口及び世帯数の予測

旧設楽町と津具村が誕生する直前の昭和30年国勢調査人口は16,268人でしたが、その後の社会情勢の変化による若年者層を中心とした人口の流失により、平成17年では6,306人と50年間で約1万人の減少となっています。

特に若年者人口の減少が大きく、少子高齢化に拍車をかけている状態で、平成12年には65歳以上の高齢者比率は36.7%でしたが、平成17年には41.0%に達しています。

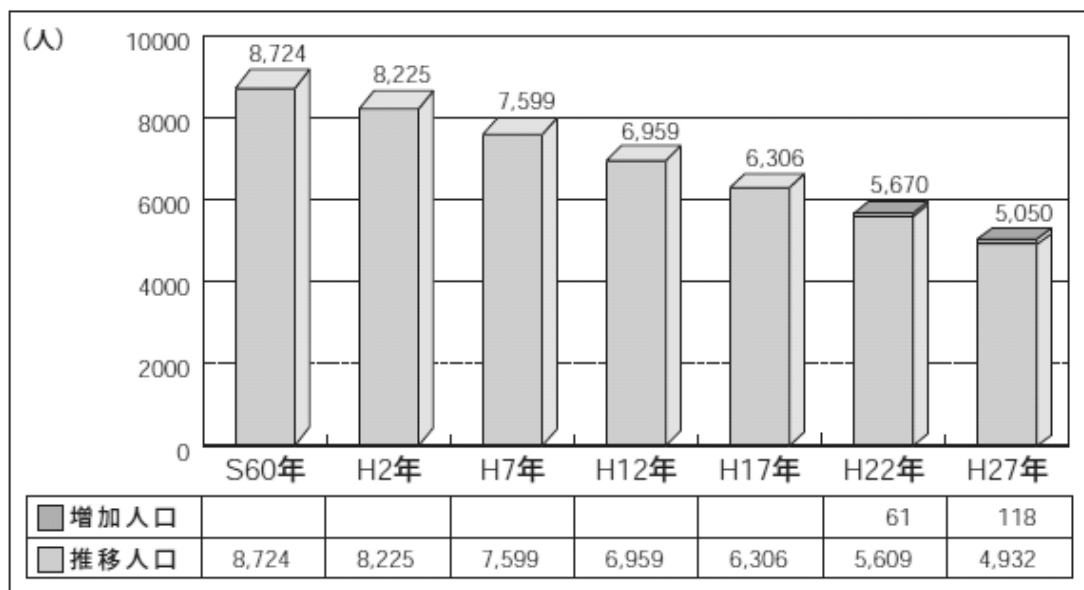
今まで増え続けてきた高齢者人口は、平成17年をピークに減少していくことが予想されますが、高齢者比率は、総人口の減少率が高齢者人口の減少率を上回ることが見込まれるため、増加傾向が続くことが推計されます。

こうした状況を打破するため、生活基盤の整備や宅地の造成等の定住促進施策を積極的に展開し、人口の減少に少しでも歯止めをかけていきます。

設楽ダム建設完了が平成32年度に予定されていて、約120世帯が水没による移転を余儀なくされますが、水没世帯が設楽町内に移転する施策を積極的に図ることとします。

定住対策やダム建設による影響を考慮し、計画中の平成22年の人口は5,609人、平成27年は4,932人と推計しますが、減少防止人口を100人程見込み、平成27年人口を5,050人に設定します。

推移人口及び増加人口

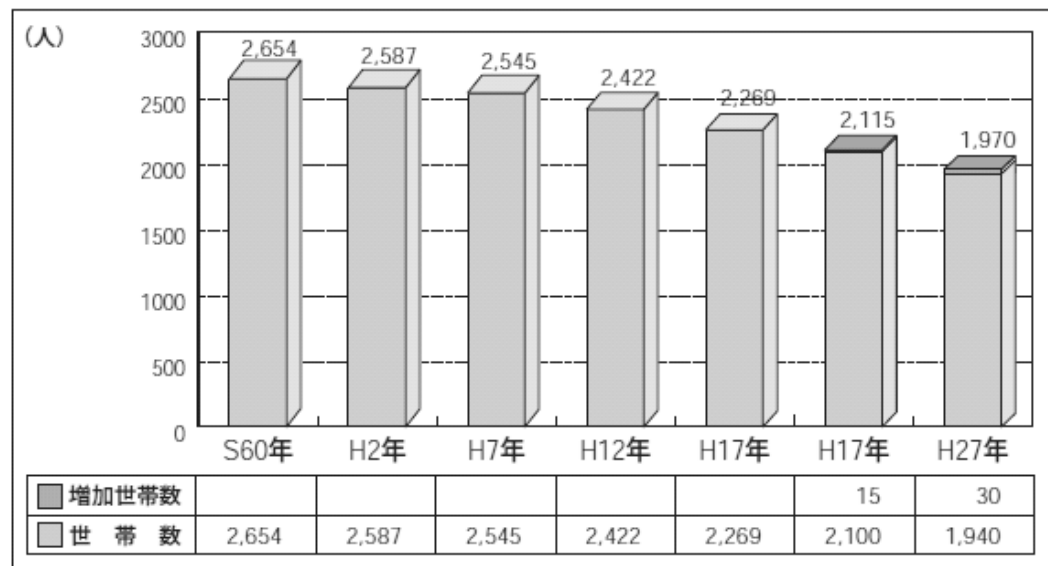


年齢階層別人口の推移

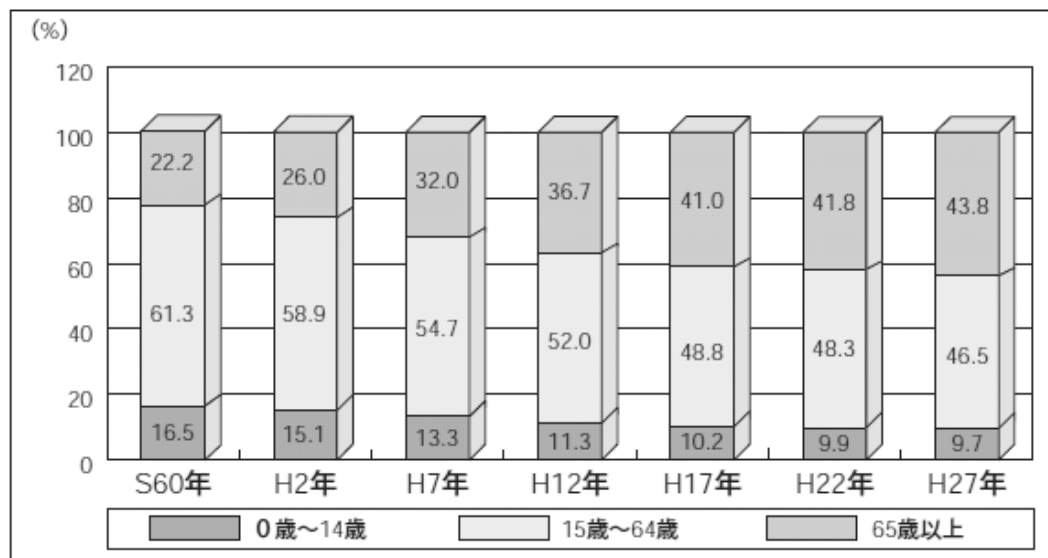
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口総数	8,724	8,225	7,599	6,959	6,306	5,670	5,050
0歳～14歳	1,436	1,243	1,009	788	645	539	464
15歳～64歳	5,350	4,843	4,161	3,618	3,078	2,721	2,275
65歳以上	1,938	2,139	2,429	2,553	2,583	2,349	2,193
増加人口						61	118
減少率		5.72%	7.61%	8.42%	9.38%	10.09%	10.94%

「平成17年までは国勢調査人口、平成22年以降は予測」

世帯数推移予測



世代別構成表



II 産業別就業者人口の予測

平成17年の国勢調査で見る産業別就業人口は、総人口の減少を受けて平成12年の国勢調査と比べて10%以上減少しています。

産業別の構成比率では、第2次産業は減少、第1次・第3次産業は増加傾向にあります。

この計画では、総人口の減少予測を受けて、産業別就業人口も減少を見込んでいます。

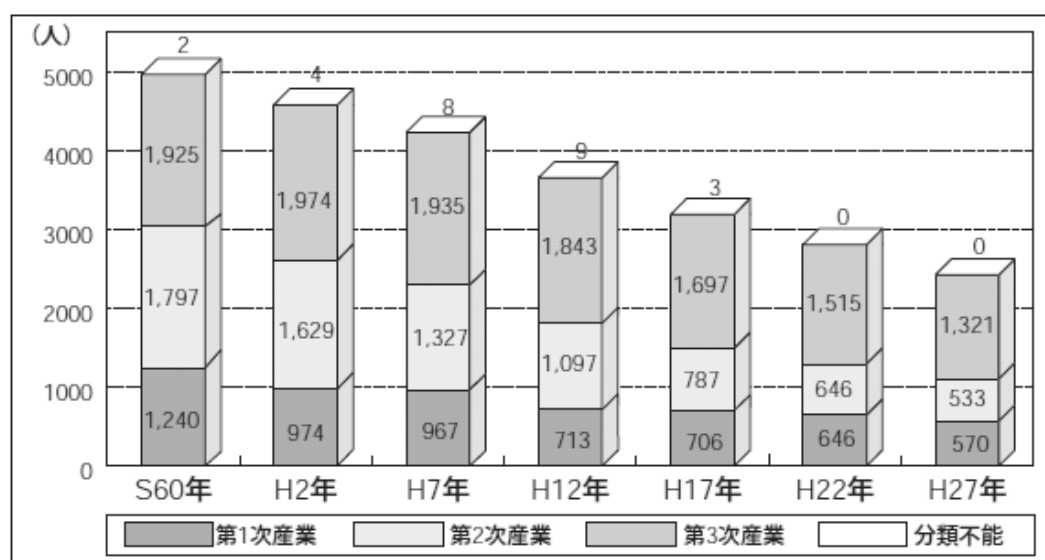
構成比率では、第1次産業へのUJIターン者の就業への期待や団塊の世代の退職による専業農家の増加により、第1次産業及び第3次産業は微増、第2次産業は微減と予想しています。

産業別人口集計表

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
第1次産業	1,240	974	967	713	706	646	570
第2次産業	1,797	1,629	1,327	1,097	787	646	533
第3次産業	1,925	1,974	1,935	1,843	1,697	1,515	1,321
分類不能	2	4	8	9	3	0	0
合計	4,964	4,581	4,237	3,662	3,193	2,807	2,424
人口総数	8,724	8,225	7,599	6,959	6,306	5,670	5,050
総人口に占める就業率	56.9%	55.7%	55.8%	52.6%	50.6%	49.5%	48.0%

「平成17年までは国勢調査人口、平成22年以降は予測」

就業別人口



5 土地利用構想

I 土地利用計画

土地利用については、ダム建設計画の進展により大きく変動しますが、豊かな自然環境の保全、自然との共生という点に十分配慮します。

農地は、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴った休耕地の増加や農地の荒廃が深刻な問題であり、農地の集約化・団地化を図ることにより、新規就農者や法人への耕作への参入を積極的に支援し、農地の有効利用を推進していきます。

森林は、設楽町面積全体の90%以上を占めていて、水源かん養機能等の重要な役割を担っていますが、木材価格の低迷とともに森林の手入れが行き届かなくなり、荒廃が進んでいます。木材の利用促進や木質バイオマス（エネルギー）の利活用等により、林業の振興を図りながら森林の有効活用に努めていきます。

住宅用地は、転入者等の受け入れのために必要ですが、設楽町で分譲できる用地はありませんので、快適に生活するための基盤整備事業との調整を図りながら、計画的な用地確保に努めていきます。

II 設楽ダム建設計画に関わる土地利用

平成32年度完成を目標に設楽ダム建設計画が進んでいて、建設に伴う約120戸の家屋と300haの土地の水没が予想されています。

水没者の移転地確保、水没に伴う国・県道等の付け替え、公共補償に伴う用地確保等、新たな土地が必要となってきますので、有効かつ計画的な土地利用を推進していきます。

Ⅲ ゾーニング

設楽町の土地利用について、3つの地域においてゾーニングを考えることにします。

1) 清嶺地域

国道が縦横に走る交通アクセスを利用した通勤時間の短縮・通勤圏の拡大に伴う二地域居住的な環境の整備、国の無形民俗文化財の田峯田楽をはじめとする多くの伝統民俗芸能等の文化資源の活用、段戸裏谷原生林等の観光資源を活かした交流機能や拠点施設の充実、老朽化した保育園の改築等の児童・老人福祉施設の整備を図ります。

2) 田口地域

行政、教育、医療、商業の中心である田口市街化地域において、設楽町役場本庁舎の建設、下水道の整備、宅地の造成、町営住宅の建設等、生活環境基盤の充実を図ります。

また、田口市街地周辺地域においては、道路網・生活環境基盤の整備や公共交通の運行体制の確保を図り、市街化地域との一体的な発展を目指します。

3) 名倉・津具地域

土地改良事業により整備された農地の広がる地域で食糧の生産拠点として、農業生産基盤の整備や農地の集約化・団地化を図るとともに、農業体験や観光農業の充実に努め、農地の利活用を目指します。

また、新規就農者や滞在型農業利用者の住居対策として、空き家や廃校になった学校用地の有効利用を目指します。

6 基本構想実現のための戦略プロジェクト

基本構想に示した、町の将来像やまちづくりの基本目標を実現するための主要なプロジェクトを次のように掲げます。

I ゆとり・安心プロジェクト

このプロジェクトでは、愛知県下の市町村で最も人口減少率が高い（平成17年国勢調査）設楽町において、子どもからお年寄りまでの各世代の住民が「住んで良かった」と実感できる、また、町外の人たちが「住んでみたい」と思えるまちづくりを目指します。

重点事業

- ◇小学校修了時までの医療費無料化
- ◇児童館・子育て支援センターの充実
- ◇清嶺・名倉保育園の改築
- ◇名倉小学校の改築
- ◇高齢者との世代間交流や親子の共同体験活動事業
- ◇設楽中・津具中と田口高校との中高一貫教育による連携強化
- ◇中学生海外派遣事業
- ◇高校生のバス通学費補助
- ◇新規就業・婚姻・婚姻の仲介・出産・住宅新築報奨金の交付
- ◇妊婦健診の無料化及び不妊検査費用の助成
- ◇つぐ診療所の運営
- ◇へき地中核病院における救急・周産期医療体制確立の推進
- ◇高齢者に対する通院や買い物のための足の確保及びデイサービス事業等介護サービスの充実
- ◇特別養護老人ホーム改築の支援
- ◇葬祭センター建設の推進

II うるおい・快適プロジェクト

このプロジェクトでは、若年者層を中心とした住民ニーズに呼応し、快適な住環境の整備を行うとともに交通の利便性を図り、設楽町に住んでもらうために必要な整備を進めます。

重点事業

- ◇生活圏、通勤圏拡大のための国・県道等、道路交通網の整備の推進
- ◇広域農道の早期全線開通
- ◇町道等の生活密着道路網の整備
- ◇町営バスや民間バス路線の運行体制の継続・維持
- ◇地上デジタル放送の町内全戸受信
- ◇携帯電話不通話地区の解消
- ◇上・下水道料金の統一
- ◇水道未普及地域の解消
- ◇田口地区特定環境保全公共下水道事業
- ◇宅地造成
- ◇町営住宅整備
- ◇夜間騒音着用ヘリポートの整備
- ◇消防設備、防災・防犯対策の充実
- ◇町内全域における自主防災組織の設立
- ◇地籍調査事業

Ⅲ ふれあい・協働プロジェクト

このプロジェクトでは、住民と行政、住民同士の連携を通じて積極的な参画を図ることにより、住民と行政が一致協力して行政施策を推進するまちづくりを目指します。

また、土地の有効利用、自然とのふれあい、他地域の人たちや他文化との交流、自然エネルギーの利活用を図るとともに、特色ある地域文化を守り育て、個性あるまちづくりを進めます。

重点事業

- ◇行政改革大綱・集中改革プランの推進
- ◇設楽町役場本庁舎の建設
- ◇指定管理者制度の活用
- ◇インターネットや町ホームページの内容充実等を活用した、情報の積極的な収集及び発信
- ◇NPOやボランティア団体の設立・育成の支援
- ◇農地の集約化及び株式会社・NPO・生産法人等による耕作の促進
- ◇新規就農者に対する支援
- ◇滞在型農園事業
- ◇森林施業の効果的な推進
- ◇商業集積施設の建設の推進
- ◇民俗芸能文化センター・野外民俗博物館・休憩施設の整備
- ◇きららの森の整備
- ◇ゴミの減量化の推進と生ゴミ処理機の普及
- ◇バイオマス（エネルギー）の利活用の推進
- ◇自然エネルギーの利活用の推進

7 施策の大綱

I. 自然と生きる環境共生のまちづくり

設楽町の貴重な財産である自然環境と住民との共生を図るとともに、地域が一体となって自然環境の保全に取り組んでいきます。

1) 自然環境の保全・共生・活用

◇豊かな自然環境の保全及び活用を図り、生態系や環境づくりに配慮した自然とともに生きる町を目指します。

2) 河川浄化、整備

◇水源の町として、河川環境の保全に取り組むとともに、河川浄化に対する住民の意識啓発に努めます。

3) 森林の維持及び水源の保全

◇水源かん養等の公益的機能を維持し、体系的な森林整備計画に基づいた積極的な施業の推進を働きかけます。

◇地域住民や下流市町、ボランティア団体等との連携を図り、流域が一体となった水源保全を目指します。

4) 循環型社会の構築

◇地域が一体となって省資源・省エネルギーに取り組むとともに、自然エネルギーの活用やバイオマス（エネルギー）の調査研究を進めていきます。

5) 環境衛生対策の充実

◇ゴミの減量化やゴミ・し尿の資源化に取り組むとともに、清潔な生活環境の整備に努めます。

◇地域の環境美化活動を促進するとともに、環境美化意識の高揚を図ります。

II. 活力あふれる産業振興のまちづくり

民間の知恵と行動力を最大限に活用し、自然環境を大切にしつつ企業の多角化や雇用の増大を支援し、住民が住んで良かったと思えるまちづくりを推進します。

1) 農業の振興

◇農業の生産基盤となる優良農地の確保と有効活用に努め、意欲ある農業経営者への支援策等を講じるとともに、UJI ターンによる新規就農者や団塊の世代の退職者等による農業の担い手育成を図り、魅力ある農業を構築していきます。

2) 林業の振興

◇森林施業の共同化による作業の省力化・効率化を図るため、林業基盤の整備を推進します。

◇森林の有する諸機能を総合的かつ高度的に発揮させるため、適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持・増進をするとともに、製材から販売までを受け持つ広域的な組織の強化と地場産業の活性化を図ります。

3) 水産業の振興

◇養殖漁業の技術を補う設備を積極的に利用し、就業しやすい環境を整え、恵まれた環境で効率よく生産できるよう支援します。また、遊漁については、入漁者が安心して漁ができるための漁場環境の整備を支援します。

4) 商工業の振興

◇高齢者等への食料品や日用品の販売、他産業への進出等を考慮しながら、既存の商店、事業所の維持・発展並びに IT 関連産業等の誘致を図り、町内の雇用が拡大するよう商工会等と連携します。

5) 観光・レクリエーションの振興

◇豊かな自然環境の調和を保ちながら観光資源として有効活用するとともに、観光レクリエーション施設の充実を図ります。

6) 雇用の確保と安定

◇雇用情報の提供・発信と新規参入企業の誘致を積極的に行い、雇用の確保と安定を図ります

Ⅲ. 潤いと快適な居住環境のまちづくり

住民の生活基盤である道路、上下水道、住宅、情報基盤ネットワークの整備を進め、交通と生活の利便性の確保及び向上に努めます。

また、消防・防災・防犯体制の充実、公園整備等による災害に強い安全なまちづくりを推進します。

1) 土地利用の推進

◇それぞれの地域の特性に適した土地利用を推進します。

◇適正な土地の運用及び維持管理に資するため、地籍調査事業を推進します。

2) 道路網の整備

◇生活基盤及び産業基盤の強化を図るため、国・県道・広域幹線道路・町道等の整備を促進し、円滑な道路条件の確立を目指すとともに、日常生活の利便性向上を図ります。

3) 公共交通の確保

◇「住民の足」である民間バス路線や町営バス等、公共交通機関の安定した運行体制の継続・維持を強化し、利便性の向上に努めます。

4) 上下水道の整備

◇上水道事業は、未普及地域の解消を目指して施設整備を推進するとともに、既存施設の適正な維持管理に努めます。

◇下水道事業は、経済的で地域の特性にあった汚水処理方法を検討し、住民の理解と協力を得ながら計画的に整備します。

5) 住宅・公園・コミュニティ施設の整備

◇安全で快適な住まいを提供するために、町営住宅の建て替えや耐震補強工事を行います。

◇児童館等の老朽化している施設の建て替えに併せて、住民の日常生活に潤いや憩いを与える公園整備を推進します。

◇葬祭センターの建設に向けて検討・要請をします。

6) 消防・防災・防犯体制の充実

◇消防組織の充実、防災体制の整備や防犯意識の高揚を図り、住民が暮らしやすい安心で安全なまちづくりを推進します。

7) 情報・通信基盤の整備

◇住民の生活に密着し、必要不可欠となっている情報通信基盤の整備を三河山間地域の実情に即して行います。

8) 役場本庁舎の建設

◇町行政並びに災害時の拠点施設として、住民に利用しやすく安全で災害に強い庁舎を建設します。

IV. 健康で優しい安心福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進展する中で、生涯にわたり健康な生活を送ることができる環境づくりのため、保健・医療・福祉を相互に連携させながら、必要なサービスを提供します。

1) 保健・医療体制の充実

◇住民一人ひとりの健康への意識を高め、生活習慣の確立や身近な健康教室等を通じて、家庭・地域ぐるみの健康づくりを推進します。

◇保健福祉センターを通じて地域医療機関との相互連携による地域医療の充実を図ります。また、救急・周産期医療体制の充実強化をへき地中核病院である新城市民病院及び近隣の病院に対して要望します。

2) 地域福祉の充実

◇すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住民が必要とする福祉サービスを提供するとともに、地域福祉活動への参加を促す等、助け合い、支え合いの意識を高め、ともに生きがいや幸せを感じられるような地域づくりを推進します。

3) 子育て支援の充実

◇次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、家庭での養育を基本に、行政・地域社会が連携し、子どもの成長・発達段階に応じ、保育サービスの充実、子育て支援センターの整備、地域社会における住民相互の子育てネットワークの形成、ひとり親家庭への支援等、きめ細やかな施策の展開を図ります。

4) 高齢者施策の充実

◇設楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、在宅・施設福祉サービスの充実を図るとともに、予防事業では文化・軽スポーツ・交流活動等の充実、働くことを望む高齢者への就労支援等、関係機関との連携を図り、高齢者が自立し、いつまでも元気で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

5) 障害者施策の充実

◇設楽町障害者計画及び障害者福祉計画に基づき、心身に障害のある住民が住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、障害者への理解・協力体制の強化、各種サービスの充実、小規模作業所への通所支援等を推進します。

6) 社会保障制度の充実

◇国民健康保険・介護保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康づくりの意識高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を深めます。

◇低所得者及び生活保護者に対して、地域民生児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めます。

V. 個性を育てる教育文化のまちづくり

将来の設楽町を担う子どもたちが、「郷土への愛着」と「生きる力」を備え、人間性豊かに成長するように、地域と連携しながら「特色ある学校づくり」を推進します。

また、住民一人ひとりのライフステージやライフスタイルに応じた、学習・文化・スポーツにふれあう機会や支援を充実し、心豊かな生活を送ることができる教育・文化の環境整備を図ります。

1) 生涯学習社会の形成

◇多様化、高度化する学習ニーズに対応し、住民一人ひとりが、自ら学び、活動することができるように、学習機会や学習情報の提供等の充実を図ります。

2) 学校教育の充実

◇児童・生徒数の減少による適正規模の学校運営を検討します。

◇個性の尊重、心の豊かさ、生きる力を重視した教育を進めるための環境の充実を図ります。

◇地域コミュニティの拠点として学校施設の充実を図るとともに、各学校で特色のある教育ができるよう、地域との連携を密にします。

◇地域社会の中で、安心して子どもを育てることのできるコミュニティの形成や郷土の食の教育、料理、特産品を子どもたちに伝え、郷土を学ぶ教育力の向上を図ります。

3) 青少年の健全育成

◇青少年の社会参加活動や体験学習の場を充実させるとともに、子どもの居場所を確保するための環境整備を図り、学校・家庭・地域が連携して、青少年の健全な育成を図ります。

4) 生涯スポーツの振興

◇子どもから高齢者まで多様なスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、社会体育施設の充実と学校体育施設の整備・活用を図るとともに、ニュースポーツの導入等を進めます。

5) 地域文化の継承と創造

◇豊かな自然と歴史的・文化的遺産の適切な保護や保全に務めるとともに、住民の社会教育や児童・生徒の学習の場としての活用を進め、郷土意識の向上を図ります。

6) 交流活動の推進

◇中学生の海外派遣や愛知万国博覧会時のフレンドシップ国との交流等を通じて、国際的視野や国際意識の高揚を図ります。

◇下流市町や近隣市町村との交流を促進し、地域同士や人と人とのつながりを深め、相互理解による町の活性化を図ります。

VI. 住民がつくる参画協働のまちづくり

住民が自主的・積極的にまちづくりに取り組めるよう、各種環境整備を進めるとともに、効率的かつ自立的な自治体運営を目指します。

1) コミュニティ活動の支援

◇地区住民が積極的に参加・協力して、特性を活かした地域づくりを進めるための支援を行います。

2) 定住対策の推進

◇住民ニーズに見合った住環境や就業の場の整備を進めるとともに、宅地の造成、定住奨励制度や空き家制度等の充実を図ります。

◇通勤圏拡大のため、幹線道路の整備を要望します。

3) 人権尊重のまちづくり

◇住民一人ひとりが人権意識を持った、差別のない明るく住みよいまちづくりに取り組みます。

◇性別による固定的な役割分担意識をなくすよう意識の啓発に努めるとともに、女性の多方面への参画機会の提供を企業や団体等に働きかけます。

4) 住民と行政の連携強化

◇行財政に関する情報を住民へ積極的に提供し、住民参加による自治体運営を推進します。

◇ホームページ等の内容の充実を図るとともに、情報の積極的な発信及び収集に努め、住民と行政との双方向の情報交換を促進します。

◇地域の特性を活かした自主的な住民活動に対する支援を実施します。

5) 自立する自治体経営の確立

◇役場の組織再編や事務事業の見直し等行政運営の効率化を図り、健全な財政運営を推進するとともに、住民ニーズに即応したより質の高い行政サービスの提供に努めます。

Ⅶ. 21世紀の新しい水源地づくり

東三河の発展と県土の開発や県民生活の福祉向上のため必要とされる設楽ダム建設計画に理解を示し、ダム建設問題の早期解決を図り、ダムインパクトによる新たなまちづくりを目指します。

1) ダム建設を見据えたまちづくり

◇水没関係者等の生活再建及び地域振興を図るため、これまでの経緯や関係者の意向を十分に踏まえ、国及び県、町が一体となって設楽ダム関連地域振興策の整備を計画的に進めます。

◇水源地域として自立的、持続的な活性化のため、地域住民と協働してダムを活かした取り組みを積極的に推進します。